

地域未来投資促進法に関する事務手続一覧

別添

◆本法の支援制度を活用する前提として1, 2の手続が必須となります。(6は除く)

◆その上で、具体的に活用したい支援メニューごとに必要な手続を行います。(活用しない支援メニューの手続は不要)

様式等関係資料については、県HPから入手ください。(https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_20969.html)

メニュー	提出書類	部数	提出時期	要件	書類提出先	参照資料
1 地域経済牽引事業計画の承認	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業計画チェックリスト(申請者用) ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書 ・定款(法人の場合) ・事業報告、貸借対照表、損益計算書(最近二期間) ※事業報告等がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類 ・直近の確定申告書類の「法人概況説明書」の写し(中小企業者のみ) 	1部	工場等の工事着手前30日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県地域未来投資促進基本計画の「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」を満たすこと。 	熊本県商工労働部産業支援課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 TEL:096-333-2319	<ul style="list-style-type: none"> ・法第13条 ・法第18条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令第2条 ・地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン第1, 2
2 実施状況の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく 年度における承認地域経済牽引事業計画の実施状況報告書 ・貸借対照表、収支計算書もしくは損益計算書又はこれに準ずるもの ・その他参考となるべき事項を記載した書類 	1部	原則として各事業年度終了後3ヶ月以内	—	熊本県商工労働部産業支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・法第18条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令第4条 ・地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン第6
3 課税(法人税、所得税)の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づき、承認地域経済牽引事業の地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書 ・承認地域経済牽引事業計画の写し ・市場規模の伸び率が分かる資料 ・減価償却費の根拠となる財務諸表等 ・その他、選択した類型に応じて必要な算定根拠資料 	1部	機械装置、建物等の取得前に主務大臣による確認を受けること(なお、建物等についても、事業計画の承認後であれば確認を受ける前に着工することは妨げない。)	<p><通常類型></p> <ul style="list-style-type: none"> ①高い先進性を要すること。(投資収益率・労働生産性の伸びが一定水準以上) ②減価償却資産の取得予定額が2,000万円以上であること(共同申請の場合、全事業者の合計) ③前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること(共同申請の場合、個々の事業者ごとに判断。) ④対象事業の売上高伸び率(%) ≥過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%) +5% かつ対象事業の売上高伸び率(%)がゼロを上回ること。 <p>※特定非常災害で直接の被災を受けた区域で地域経済牽引事業を実施する場合、又は特定非常災害で被災を受けた事業者が、特定非常災害で災害救助法の適用を受けた市町村内で地域経済牽引事業を行う場合、①の要件に関して特例あり。(計画承認日が災害発生日から1年を経過していないこと)</p> <p><サプライチェーン類型></p> <ul style="list-style-type: none"> ①海外に生産拠点が集中している一定の製品を製造し、域内での取引額の増加率が一定水準以上であること 他は通常類型要件の②～④と同様 	経済産業省九州経済産業局地域経済部企業支援課 住所:812-8546 福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎本館6階 TEL:092-482-5435	<ul style="list-style-type: none"> ・法第25条 ・法第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準 ・租税特別措置法 ・地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン第5

メニュー	提出書類	部数	提出時期	要件	書類提出先	参照資料
4 不動産取得税の課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・適用工場等指定申請書 ・工場等設置計画書 ・登記簿抄本 ・青色申告を証する書面 	2部	工場等の工事着手前30日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・課税の特例の確認を受けたもの ・新增設した家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価格の合計額が1億円(農林漁業及びその関連業種は5千万円)を超えること。 	熊本県商工労働部企業立地課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 TEL:096-333-2329	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県工場等設置奨励条例 ・熊本県税特別措置条例
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始報告書 ・土地取得状況明細書(土地登記簿謄本又は契約書、農地転用許可書、字図を添付) ・投下固定資産設備明細書 ・従業員名簿 ・建築基準法に基づく検査済証(写し) ・図面(工場等建屋平面図及び敷地内主要施設配置図) 	2部	操業開始から10日以内			
	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税課税免除(不均一課税)申請書 ・土地:建築確認申請書(写し)及び建築確認通知書(写し) ・家屋:工事完了届(写し)及び検査済証(写し) 	2部	不動産を取得した日から14日以内		管轄の熊本県広域本部課税担当課	
5 固定資産税の課税免除・不均一課税	管轄の市町村に直接問い合わせください。			管轄の市町村		
6 工場立地法の特例	管轄の市町村に直接問い合わせください。 なお、基本計画において特例を受けるエリアが設定しております。(県HPの「重点促進区域」ファイルを参照のこと。)			管轄の市町村		・法第9条
7 中小企業信用保険法の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・承認地域経済牽引事業を実施している旨の書面(県の証明(証明から1年間有効)が必要) ・地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し ・地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し ・その他保証を受ける際に必要となる書類 	必要部数	保証の申込みを行う際	<p>中小企業者に限る (企業組合、協業組合、組合・連合会・NPO法人の一部を含む。) 詳細は、法第2条第3項を参照のこと。</p> <p>※承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業承継等に必要な資金に関して経営者保証が徴求されない特例を希望する場合は、財務用件等の規定あり。</p>	<p>融資を受ける金融機関 熊本県信用保証協会保証部 〒860-8551 熊本市中央区南熊本4丁目1-1 TEL:096-375-2000</p> <p>【承認地域経済牽引事業を実施している旨の書面の発行】 熊本県商工労働部産業支援課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第19条 ・地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン(参考)の2

メニュー	提出書類	部数	提出時期	要件	書類提出先	参照資料
8 中小企業投資育成株式会社の特例	直接お問い合わせください。			【熊本県内が本社の場合】 大阪中小企業投資育成株式会社九州支社 〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-13 (天神三井ビル6階) TEL:092-724-0651		・法第20条
9 食品流通構造改善促進法の特例	直接お問い合わせください。			公益財団法人食品等流通合理化促進機構 〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6階 TEL:03-5809-2175		・法第21条 ・(公財)食品等流通合理化促進機構 HP(http://www.ofsi.or.jp/saimu/)
10 株式会社日本政策金融公庫法の特例 (クロス・ボーダーローン、 スタンド・バイ・クレジット)	直接お問い合わせください。			日本政策金融公庫各支店		・法第22条
11 日本政策金融公庫による融資制度 (地域活性化・雇用促進資金)	直接お問い合わせください。			日本政策金融公庫各支店		・経済産業省HP (https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/teiriyuushi.pdf) ・日本政策金融公庫HP (https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiiikigyou_m_t.html)
12 (No.7、8、10、11関連) みなし中小企業者の特例	・No.7・8・10・11参照 ・承認地域経済牽引事業の実施に係る確認書 地域経済牽引事業計画の承認を受けた都道府県に対し、中小企業者として承認地域経済牽引事業を実施している旨の書面(承認地域経済牽引事業の実施に係る確認申請書)を提出し、その内容を確認した旨を通知する書面として都道府県が交付するもの	必要部数	申込みを行う際	・地域経済牽引事業計画の承認申請時(変更の承認の申請を行った場合は変更の承認申請時)に承認地域経済牽引事業者が中小企業者であったこと。	No.7・8・10・11参照 【承認地域経済牽引事業の実施に係る確認書の交付】 熊本県商工労働部産業支援課	・法第15条
13 地域団体商標に係る登録料等の軽減	・登録料(更新手数料・出願手数料)軽減申請書 ・地域団体商標と承認地域経済牽引事業の関連性を証する書面 ・承認地域経済牽引事業計画の写し ・その他、商標出願に関する書類	必要部数	地域団体商標登録願、商標登録料納付書又は商標権存続期間更新登録申請書等を提出する際	-	特許庁総務部総務課調整班	・法第24条 ・特許庁HP (https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/shutsugan-shien/kenin_sokushin.html)

メニュー	提出書類	部数	提出時期	要件	書類提出先	参照資料
14 地域団体商標の主体要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し ・地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書 ・定款の写し(事業計画に定款の定めが記載されている場合を除く。) ・登記事項証明書(一般社団法人であることを確認する書面) ・出願に係る商標が地域の名称を含むものであることを証明する書類 	必要部数	地域団体商標登録願を提出する際	<ul style="list-style-type: none"> ・承認を受けた承認地域経済牽引事業者に一般社団法人が含まれる場合であって、当該一般社団法人が承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の出願人となること。 ・出願時において、事業計画が都道府県知事等に承認されていること。 ・査定時において、事業計画の計画期間内であること。 ・出願時において、当該一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定めに加入自由の原則が規定されていること。 	特許庁総務部総務課調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・法第23条 ・特許庁HP (https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/shutsugan-shien/ippansyadan.html)
15 財産処分の制限に係る承認の手続きの特例	<p>※事業期間終了後に一般社団法人から組合等に権利を譲渡する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標権譲受け申請書 ・組合等の構成員の過半数が一般社団法人の社員であることを証する書面 ・組合等が促進区域で事業を行っていることを証する書面 ・組合等が一般社団法人から商標権の譲受けを申請することについて同意を得ていることを証する書類 	2部 (1部は 写しで 可)	事業計画の終了日の3月前まで	-	熊本県商工労働部産業支援課	・法第23条第3項
16 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例	<p>(地域経済牽引事業計画の承認申請書に必要事項を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金名、所管府省名、財産の処分の方法・事業主体・処分後の用途に関する事項を記載した書類 ・各省庁の補助金等交付財産の転用に係る申請書 ・現状がわかる図面、写真等(必要に応じて) 	2部 (1部は 写しで 可)	地域経済牽引事業計画の承認申請の際	地方公共団体を申請者に含む地域経済牽引事業計画に限る	熊本県商工労働部産業支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・法第13条第3項第5号 ・法第18条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令第2条第2項第3号 ・地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン第1のⅡの5
17 事業譲渡の際の免責的債務引受の特例	<p>設立する組合の事業内容や活動範囲によって手続きや提出先が異なりますので、中小企業団体中央会などにご相談ください。</p> <p>(参考)熊本県中小企業団体中央会 〒860-0801 熊本市中央区安政町3-13 熊本県商工会館6階 TEL:096-325-3255</p>	-	株主総会もしくは取締役会において、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業の全部又は一部の譲渡について、決議又は執行役の決定がされた日から二週間以内	事業譲渡の内容が「事業の譲受」の場合に限る	特定債権者（当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業譲渡に伴って、事業を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、被承継会社に対して当該債権を有しなくなる者）	・法第28条
						・法第29条

メニュー	提出書類	部数	提出時期	要件	書類提出先	参照資料
18 地方創生推進交付金による重点支援	詳細は右記にお問い合わせください。				熊本県商工労働部産業支援課	
19 事業環境の整備に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業環境の整備に係る措置の提案書 ・承認地域経済牽引事業者であることを証する書面 (申請予定者は不要) ・当該提案に係る地域経済牽引事業計画の写し (申請予定者は素案で可) 	2部 (1部は 写しで 可)	随時	承認地域経済牽引事業者若しくは申請 予定事業者	熊本県商工労働部産業支援課 各市町村地域未来投資促進法担当 課	<ul style="list-style-type: none"> ・法第16条 ・法第18条に規定する承認 地域経済牽引事業に関する 省令第2条